

令和 8 年度松本市総合交通戦略策定支援業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が発注する「令和 8 年度松本市総合交通戦略策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

松本市は、平成 27 年度に松本市総合交通戦略を策定し、自動車依存の社会から脱却し、歩行者・自転車・公共交通を中心に、あらゆる交通手段がシームレスにつながる交通体系の構築に取り組んでいる。

現在の総合交通戦略が令和 7 年度に満了となることから、新たな目標、施策を設定することで、将来を見据えた交通まちづくりに戦略的に取り組む次期松本市総合交通戦略を策定することを目的とする。

3 業務対象範囲

松本市 全域

4 履行期間

令和 8 年 4 月以降の国庫補助金交付決定後の契約日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

5 配置技術者

管理技術者は、技術士法第 3 2 条第 1 項により登録された技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設 - 都市及び地方計画」に限る）を有するものとする。

過去 10 年間に於いて、行政の発注する交通に係る実態調査を行ったことがある、かつ、交通に係るデータに基づく分析と計画策定を行ったことがあること。

配置技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前 3 か月以上の雇用）があること。

6 作業計画

受注者は、業務着手に先立ち速やかに発注者に下記の書類を提出し、承認を受ける。

業務委託着手届

業務計画書

工程表

技術者届

また、着手時打合せ協議を踏まえ、検討内容等を明らかにした詳細な業務計画書を作成し、提出すること。業務はそれに基づいて進めることとし、実施期間中にその内容や方向性について変更が生じた場合は、協議のうえ随時見直しを行うこと。

7 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集又は調査等は原則として受注者が行うこととするが、発注者が所管する資料は、貸与を受けることができるものとする。

この場合、受注者は、業務完了後に貸与された資料の全てを速やかに市へ返還するものとする。

また、発注者の承諾なしに他に貸与し、公表し、譲渡し又は使用してはならない。

8 関連計画

本業務は、本仕様書、契約書の他、下記に示す関連計画及びその他指針等に準拠、整合するものとする。

関連計画等

- ア 松本市総合計画（基本構想2030、第12次基本計画）
- イ 松本市都市計画マスタープラン
- ウ 松本市立地適正化計画
- エ 松本市防災都市づくり計画
- オ 松本市第7次道路整備5箇年計画
- カ 松本市商業ビジョン
- キ 松本市観光ビジョン
- ク 松本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）（長野県）
- ケ 松本都市圏総合都市交通計画（長野県）
- コ 長野県広域道路交通計画（長野県）

指針等

- ア 都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（R4国土交通省）
- イ 都市交通調査ガイダンス（R6国土交通省）

9 業務内容

本業務は、発注者が行う松本市総合交通戦略策定のため、以下の内容を実施するものとする。

データ分析

- ア 令和7年度松本市総合交通戦略策定に係る基礎調査業務委託の報告書を含む交通実態調査や既存統計データなどを有効に活用、分析し、現状の交通体系を整理する。
- イ 都市構造や交通実態の変化を踏まえた課題を抽出し、その要因を明らかにする。
- ウ 松本市内のエリアごとの自動車分担率を整理する。なお、対象とするエリアは、松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）の地域別構想14地域を基本として、発注者と協議のうえ決定する。
- エ 計画の目標設定を議論、決定するための基礎データとして、上記分析結果を可視化する。
- オ データの分析に当たっては、数値の時点に留意し、調査精度や属性誤差について

ても検証を行うこと。

カ 分析結果は、松本市が利用する統合型GIS（地理情報システム）に搭載可能な形式（Shape）に加工し、交通政策以外に活用が可能なものとする。

前総合交通戦略の評価検証

ア 評価指標による評価

前総合交通戦略で設定した指標を中心に、進捗及び達成状況を評価する。

イ 施策の達成状況による評価

前総合交通戦略で設定した施策、事業の進捗及び達成状況を評価する。

ウ 未達成要因の分析

上記の評価における未達成部分を整理し、その要因を分析する。

総合交通戦略の策定

ア 将来都市像の設定

(ア) データ分析による課題や地域特性（都市構造、交通体系等）を踏まえ、目指す姿として、最上位目標の設定を行う。

(イ) 市民や関係主体等に対し、共通の目標として示すものであるため、わかりやすく短い表現に努め、理解を促すためのフレーズ、概念図等を作成する。

(ウ) 松本市総合計画（基本構想2030、第12次基本計画）、松本市都市計画マスタープラン及び松本市立地適正化計画に記載の理念や将来像と整合したものとする。

(エ) 特に、中心市街地については、松本市中心市街地再設計検討会議が令和6年度末に市に提言する「中核エリアの指針・見取り図」の内容を踏まえたものとする。

イ 戦略目標の設定

(ア) 将来都市像をブレークダウンし、関係主体が具体的なイメージとして共有できるよう、総合交通戦略の基本方針として目標を設定する。

(イ) 都市の将来像を見据えたうえで、現状把握と喫緊の課題を踏まえ、総合交通戦略の意図、戦略性を端的に示すものとする。

ウ 評価指標・数値目標の設定

以下の点に留意し、戦略目標の達成状況、施策実施の効果を的確に表すものとして、評価指標を設定する。

数値目標は、評価指標の算出方法、原単位、データの出典元などを明らかにしたうえで、国、県、市上位関連計画の目標値と整合を図るほか、関係主体、関連部局との調整を経て定めるものとする。

なお、指標は、原則として毎年数値を整理のうえ、外部検討会議に報告することとしている。

(ア) 関係主体、市民へのわかりやすさ

・戦略目標に対し、定量化できるわかりやすい評価指標を設定する。

・施策パッケージの設定にあたり、評価指標・数値目標の関係性が十分に説明

できるよう設定する。

(イ) 目標に対する施策実施後の説明力

- ・評価指標は、原則として施策を実施することにより社会的な成果としてあらわれるアウトカム指標とする。
- ・必要に応じて、事業を実施することで成果となるなど、アウトカム指標によりがたい場合は、アウトプット指標を用いてもよい。

(ウ) データ入手の容易性と継続性

- ・定期的なモニタリングによる進捗管理やその省力化のため、可能な限りデータ収集が容易な指標とする。
- ・国勢調査等の指定統計や、地方自治体、交通事業者等が保有する既存データを活用することが考えられる。
- ・本業務における独自調査のデータを評価指標とする場合、定期的なデータ入手が可能であることを前提として設定すること。
- ・令和7年度に調査した交通手段分担率とは別に、分担率の推移を発注者自ら毎年度比較、評価できる手法を検討し、提案すること。

(エ) 交通以外の広い視点

- ・交通（移動）は、他分野と密接に関わることから、直接的な交通に係る指標の他、より広く社会や環境の視点から指標の設定を検討する。

エ 施策パッケージの構築

(ア) 戦略目標、評価指標の達成に資する施策をパッケージアプローチ型に取りまとめる。

(イ) 関連する施策を総合的に実施し、施策間の相乗効果や効果の早期発現となるよう、体系的に整理する。

(ウ) これまでの取組内容を整理、評価分析する中で、成果指標の達成に向けて足りない部分、その要因を明らかにし、必要に応じて新規取組みを提案する。

(エ) 地域ごとの現状の交通体系、課題を整理し、特性に応じた具体的施策を検討する。

オ 実施プログラムの設定

(ア) 戦略目標の達成を念頭に、施策パッケージに組み込んだ個々の施策・事業について、実施手順、実施時期、実施主体等を明確にする。

(イ) 今後調整して実現を目指す施策についても、戦略目標の達成を目指す観点から概ねの役割、内容、時期等を実施プログラムに位置づける。

(ウ) 戦略実施期間は、原則として短期（概ね3から5年）から中期（概ね5から10年）に実施するものとする。なお、長期的な視点で取り組むべき施策、事業については、例外的に10年以上の戦略実施期間を設定することも考えられる。

計画案及び概要版の作成

ア 上記の内容をまとめ、パブリックコメントで公表し、市民意見を反映するための計画案を作成する。

イ 計画案及び成果品の要点をまとめた概要版を作成する。

会議運営補助

庁内における検討会議、関係行政機関や交通事業者などにより構成する松本市交通政策検討委員会で使用する資料や議事録作成等の支援を行う。

資料作成は計5回程度を想定している。会議への出席については、別途協議のうえ決定する。

1 0 打合せ協議

受注者は、本業務の実施にあたり、発注者との十分な協議打合せを行う。

着手時 1回

中間打合せ及び中間報告 5回

成果品納品時 1回

その他、必要に応じて実施する。

1 1 成果品

成果品の帰属

成果品は全て発注者の所有とし、業務上知り得た成果、資料等の秘密を第三者に漏らし、自ら使用してはならない。

成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が明らかとなった場合は、速やかに受注者の責任において是正、補足及びその他必要な措置をとらなければならない。

成果品

提出する成果品は、以下のとおりとする。以下に記載のない項目及びデータ形式等については、発注者と協議のうえ決定する。

ア 報告書（A4判カラー、ファイル製本）1部

イ 関連資料一式

ウ 上記ア、イの電子データ（DVD）一式

(ア) 文書及び調書類はWord、Excelとする。表や図のデータは編集可能なものとする。

(イ) 検討の過程で収集した資料を含む。

(ウ) 図面類は、PDF、イラストレーター又はCADデータとする。

(I) 調書及び図面類を含む報告書はPDFとする。

1 2 支払い方法

支払いは、業務完了後の一括支払いとする。

1 3 疑義

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者は協議上、業務が円滑に進むよう努力しなければならない。